

指定希少野生動植物を追加しました

愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある種で特に保護を図る必要がある動物7種、植物4種を「指定希少野生動植物種」として指定しました。（平成22年4月1日施行）

また、平成27年2月20日に植物2種を、平成28年3月4日に動物1種、植物1種を追加指定しました。

平成27年2月20日追加指定

キンセイラン



絶滅危惧 I A類※

ラン科

形態：多年生草本、高さ25～35cm

指定理由：

- 個体数が著しく少ない
- 生育環境が著しく悪化しつつある
- 愛好家による採集圧が高い

エンシュウツリフネ



絶滅危惧 I A類※

ツリフネソウ科

形態：一年生草本、高さ30～80cm

指定理由：

- 個体数が著しく減少しつつある
- 生育環境が著しく悪化しつつある
- 採集などの人為的な圧力が懸念される

平成28年3月4日追加指定

アカハライモリ渥美種族



絶滅危惧 I A類※

有尾目 イモリ科

形態：全長90～100mm。

愛知県固有のアカハライモリの地方種族

指定理由：

- 個体数が著しく少なく、減少しつつある
- 生息地が消滅しつつある
- 生息環境が著しく悪化しつつある
- 採取圧・開発圧が高い

ヤチヤナギ



絶滅危惧 I A類※

ヤマモモ科

形態：落葉性の低木、高さ30～80cm

指定理由：

- 個体数が著しく少ない
- 生育地が消滅しつつある

※ 「レッドリストあいち2015」において、絶滅危惧 I A類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) となっています。

原則、以下の行為は禁止です。

- 卵や種子を含む生きている個体の捕獲、殺傷または採取、損傷
- 条例に違反して捕獲などを行った個体や骨、皮、葉、花などの器官、これらの加工品の譲渡し、譲受け、引渡し、引取り

【注意】

- 違反した場合は、罰則(一年以下の懲役または100万円以下の罰金)が科せられます
- 学術・繁殖目的で捕獲などを行う場合は、知事の許可が必要となります

[お問合せ先]

愛知県環境部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 (052) 954-6230(ダイヤルイン)

平成28年4月発行